

## 低気圧に伴う降雨による防災情報(第3報)(終報)

新庄河川事務所では、11月28日 5時00分に災害対策支部(警戒体制・砂防)を設置し警戒にあたっておりましたが、管内の巡視・施設点検を行った結果、砂防施設、土砂流出等の被害がないことから、11月28日15時00分、災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

### 1. 新庄河川事務所の体制

- 11月27日(水) 4時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 11月28日(木) 5時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)設置
- 11月28日(木) 15時00分 災害対策支部(警戒体制・砂防)解除

#### ※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量80mmに達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量120mmに達し土砂災害の恐れがある場合

時間雨量40mmに達し土砂災害の恐れがある場合

#### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262

副所長(砂防) 齋藤 信哉(内線205)

調査課長 荒澤 慎一(内線351)